

豊川村会議員総選挙関係書類について

中村 凌太郎

1. はじめに

本稿は、ごく一部を除き現在は茨木市立文化財資料館で収蔵している「旧豊川村役場文書」内の史料番号99の簿冊に収録された昭和12年(1937年)5月11日に実施された大阪府三島郡豊川村会議員総選挙に関する史料を紹介したものである。

この書類綴の目録は、旧茨木市史編さん室によって一部、作成されているが、改めて今年度(2025年度)に中村がその見直しと新規追加を行い、完全版を作成した。

2. 豊川村の概要(註1)

豊川村は、明治21年(1888年)4月の「市制・町村制」の公布により進められた町村合併の結果、翌明治22年(1899年)4月1日に江戸期から続いてきた粟生、小野原、宿久庄、清水、道祖本の計5ヶ村が合併して誕生した村である。同時にこれらの村の旧村名を継承した大字が編成された。

また本村は、農村であり、村民の大多数が農業に従事していた。本稿で対象とする豊川村議会についても、議員のほとんどが農家と兼業する形でその活動を行っていた。

3. 昭和12年(1937年)度大阪府三島郡豊川村会議員総選挙の概要

当選挙は、本来は昭和12年(1937年)4月28日に実施予定であった。しかし、3月31日に時の林銑十郎内閣が予算成立後に急遽、衆議院を解散した、いわゆる「食い逃げ解散」を行った関係で、衆議院議員総選挙が4月30日に実施されることになったために、5月11日へと変更となった異例の選挙であった。当選挙は、定員が12名の議席をめぐり、16名の候補者によって争われた。

選挙会場は、豊川村役場に設置され、投票時間は、午前7時から午後4時までで、開票作業は、午後4時30分から開始され、午後6時10分には、候補者の得票数の確認を終え、当選者が確定した。当日中に笹川市兵衛豊川村長より安井英二大阪府知事へ当選者の報告がなされた。

当選者は、初当選が6名、再選が6名であった。最多得票者は、前村会議員の安田捨次郎と前粟生外院区長代理者の岡田源平の同率で、それぞれ103票であった。

また当選挙の投票総数は、953票であった。当時の豊川村における有権者の総数は不明であるものの、昭和15年(1940年)9月15日に調製された村会議員選挙人名簿には1087人が登録されていたことが確認できる(註2)。よって、昭和15年時の豊川村の有権者の数を設定して単純計算すると、当選挙の投票率は、おおよそ90%近くであったことが想定される。

4. 「旧豊川村役場文書内」99 昭和十二年五月村会議員総選挙ニ関スル一件書類綴の概要

本簿冊には、計29点の史料が綴じられている。主に本選挙の日時、会場、議員定数に関する告示といった基本的な史料から、選挙当日に向けた豊川村役場による事前準備(選挙会場取り締まりのための警察官派遣の申請、選挙投票立会人の選出、選挙会場への入場券と選挙に際して棄権防止を謳ったビラの配布、村会議員立候補者の身辺調査等)に関する文書と選挙当日及び後日の豊川村役場による事務作業(開票計算、当選者の確定、選挙結果の通知、当選者に関する情報についての告示等)に関する文書で構成されている。特に豊川村長より大阪府知事に提出された「昭和十二年五月十一日執行 豊川村会議員選挙会選挙録」(謄本)は、投票総数、有効投票と無効投票の比率、各候補者の得票数につき詳細に記録されていることから、当選挙につき、その基礎データを読み取れる史料となっている。そのような意味では、本史料は、戦前期の大阪府の村会議員選挙での投票率といった計量分析を行う上で、有益な史料といえよう。

戦前期の茨木の村会議員選挙については、『新修茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』で主に私文書を用いて明治期一日清戦争前後一の清溪村と春日村の村会選挙(註3)が取り上げられ、詳細な説明がなされているものの、市史では、この特定の時期に

おける二村の事例に限定されている。

この背景には、茨木の町村役場の行政文書は、昭和42年(1967年)の水害に伴う市役所の浸水によって庁舎に保管されていた文書のほとんど全てが水没したと伝えられ、これらの文書は水損廃棄されたため、ごく一部を除き、現在はほとんど残っていない(註4)ことが大いに関係していると考えられる。故に前述した市史では、村会議員選挙への分析に際して、公文書を使用することができない状態から、自ずと残存していた私文書の時期である明治期に限定した分析に留まったことが推測される。

よって、唯一、水没を免れて現存していた旧豊川村役場文書に残る本簿冊に綴じられた書類群は、市史では詳細に言及されなかった戦前期の男子普通選挙法成立後及び満洲事変後の戦時体制への移行期の茨木で実施された村会選挙の実態につき、その一側面を読み解くことのできる貴重な史料である。

5. 選挙粛正運動と豊川村

本簿冊に綴じられた史料の中で、特に注目すべきは豊川村役場が作成したと思われる「選挙粛正棄権防止トシテノ事項」という村会議員総選挙での棄権防止について記した草稿である。これは、昭和10年(1935年)から内務省の指導の下に実施された選挙違反の撲滅、優良議員の選出、棄権防止を主な目的として、内務省一道府県一市町村の地方行政系統を通じて下達し、全国一律に行われた選挙粛正運動(註5)の一環であったことが分かる。棄権防止に関しては、この運動では、国民が選挙によって大政翼賛の神聖なる責務を果たすこととする大目標として設定された(註6)。

前述した草稿では、選挙会場への入場券に棄権防止の事項につき記載すること、棄権防止のためのビラの配布等につき記述されている。そして、実際に豊川村役場によってビラは作成され、村長から各区長に向けて、その配布が要請されている。また本簿冊には、このビラの原本も収録されており、「村会議員選挙は村民自身のための選挙であり、決して候補者のためになすべきものではなく、今回の選挙こそは本村では、誰一人として棄権せず正しい一票を入れること」との記載がされている。

一方では、本簿冊に収録された大阪府から豊川村へ下達された町村会議員選挙に際した町村民の心構えを記したビラでは、棄権防止よりも優良議員の選出の問題につき、特に強調して記されている。またそこでは、議員には人格者を選出するべきであるとの文言と議員として適任ではない人物の条件として、議員の地位を利用し町村政を乱す恐れのある人物、自身の利益ばかりを考える利己心の強い人物等につき列挙されていることが確認できる。

しかし、本簿冊には、優良議員選出の問題につき村役場が何か具体的に検討した史料は見当たらない。

『新修茨木市史』によれば、従来、豊川も含めた茨木の各村では、旧村均衡の意識から各部落会ごとに候補者を推薦していた(註7)という。また戦後に作成された「豊川村実態概要」でも村会選挙の候補者は、部落推薦によるものが圧倒的で、この推薦がなければ当選は至難であると記されている(註8)。

実際に本簿冊に収録された「村会議員候補者身上調査表」によると、粟生から4名、道祖本と小野原からそれぞれ3名、宿久庄から2名が候補者として擁立されており、それぞれの地域の人口規模に応じて、候補者の数が定員の12名に合う形に調整されていたことがわかる。一方では、調査表に名前は記載されていないものの、前述した選挙録には、とある4名の候補者の名前も確認できる。しかし、その内の1名は6票、残りの3名はそれぞれが僅か1票しか得票していない有様であり、ここから、この4名は推薦がないまま、独自に立候補して落選したことが窺える。また選挙録を確認すると、調査表に名前の記載があった候補者は、全員が当選している。

これらの状況を考慮すれば、そもそも、具体的な候補者を指すものではない優良議員につき、有権者は、誰が優良議員で誰が優良議員ではないのかの判断を迫られた(註9)中で、大阪府からの下達に基づき、村役場が選挙粛正運動として優良議員の選出につき、前述した条件を提示することは、難しかったことが窺える。それは、推薦を経ずして独自に立候補した人物が有権者である村民からその条件に基づき、優良と見做されて当選してしまうことによって、前述した地域間での調整

が乱れ、輾轉の要因となり得るリスクが存在していたと考えられるためである。

よって、豊川村での選挙粛正運動は、優良議員の問題にはほとんど言及されず、棄権防止の一点に注力されることとなったことが窺える。そして前述したピラでは、村民が自身の投票の権利を自身のために行使することが謳われたように、結果的には積極的な投票参加を促進した点は、非常に興味深い。

そのような意味では、本史料は、茨木、ひいては農村における選挙粛正運動の展開の一事例としても位置付けることができる。

註

- 1) 豊川村の概要については、主に「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典 27 大阪府』（角川書店、1983年）、「豊川村の略史」（箕面市役所総務部庶務文書課編『箕面市行政目録 二』（1980年）、「豊川村実態概要」「旧豊川村役場文書」史料番号 30「豊川村実態概要〈三冊〉、他に農業経済他に農業経済調査のシート・報告書（25・6年度）など合冊」を参照。
 - 2) 昭和 15 年 12 月 26 日付半井清大阪府知事宛箕面市兵衛大阪府三島郡豊川村村長「村会議員選挙人名簿登載人員報告」「旧豊川村役場文書」史料番号 100「衆議院府会村会議員選挙二関スル綴」内に収録。
 - 3) 茨木市史編さん委員会編『新修茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』（茨木市、2016年）、pp. 210-219。
 - 4) 遠藤俊六「史料紹介 豊川村役場にのこる埋火葬許可書類について」（『新修茨木市史年報』第 14 号、2016年）、p. 37。
 - 5) 河島真『戦争とファシズムの時代へ』（吉川弘文館、2017年）、p. 185。
- 同時にこの運動は、その建前は立憲制の擁護であったものの、実態は軍部と軍部への共感を示し、支持していた新官僚によるファシズム特有のデマゴギーとしての「ブルジョア政党攻撃」をうちに含んで開始されたものであったという背景もあったことは留意しなければならない。
- 須崎慎一『日本ファシズムとその時代 天皇制・軍部・戦争・民衆』（大月書店、1998年）、p. 280。
- 6) 前掲、須崎『日本ファシズムとその時代』、p. 280。
 - 7) 前掲、『新修茨木市史 第三巻 通史Ⅲ』、p. 677。
 - 8) 前掲、「豊川村実態概要」。